

## 大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すパートナーシップ宣誓制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いを人生のパートナーとして協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) パートナーシップの宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを市長に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が本市に住所（同一住所に限る。）を有していること。
  - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓を行う日から14日以内に当該住所への転入を予定していること。
  - ウ 双方が宣誓を行う日から14日以内に本市への転入（同一住所への転入に限る。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有していないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (5) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーと共に大田原市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び大田原市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者

が自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者にこれを記入させることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に交付されたものに限る。）
  - (2) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証する書類（パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に交付されたものに限る。）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 官公署又は市長が適当と認める者から発行された免許証、許可証その他身分証明書であって本人の顔写真の表示があるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 第3条第2号イ又はウに該当する者は、宣誓をした日から14日以内に本市の住民票の写しを市長に提出しなければならない。

（通称名の使用）

第5条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において、氏名に加えて通称名も使用することができる。

（証明書等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の書類を提出した者が第3条に規定する要件を備えていると認めるときは、大田原市パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）及び大田原市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による宣誓書への通称名の記入があったときは、証明書及び受領カード（以下「証明書等」という。）に当該通称名及び戸籍上の氏名を併記することができる。

（紛失等による証明書等の再交付）

第7条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、当該証明書等を紛失、毀損又は汚損して証明書又は受領カードの再交付を希望するときには、大田原市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）により、再交付を申請することができる。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(変更の届出)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに大田原市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に、証明書等及びその変更に係る事実を確認できる書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、変更内容を確認し、変更後の内容を記載した証明書等を交付するものとする。この場合においては、第4条の規定を準用する。

(返還の届出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、大田原市パートナーシップ宣誓書等返還届(様式第7号。以下「返還届」という。)に証明書等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーが死亡したとき。
- (2) 双方又は一方が市外へ転出したとき(一時的な場合を除く。)
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが当該宣誓書の破棄を希望するとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(証明書等の無効)

第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓者の証明書を無効とし、宣誓者に当該証明書の返還を求めなければならない。

2 市長は、前項に規定する無効となった証明書等が返還されないことにつき正当な理由があると認められないときは、当該証明書等の番号を公表することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

大田原市パートナーシップ宣誓書

大田原市長 様

私たちは、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

カガナ

氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

(宣誓者)

カガナ

氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

カガナ

(通称名) \_\_\_\_\_

カガナ

(通称名) \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

※全て自署してください。

市記入欄

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )

様式第2号（第4条関係）

大田原市パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、次の表に記入した内容が事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

宣誓者氏名

宣誓者氏名

通称名

通称名

要綱の規定	確認事項	
	項目	□に「レ」を付けてください。
関係性 第2条 第1号	一方又は双方が性的マイノリティであり、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であること。	□ 該当します。
年齢要件 第3条 第1号	宣誓当日において、双方が成年に達していること。	□ 該当します。
住所要件 第3条 第2号	①双方が本市に住所を有していること。	□ 該当します。
	②一方が本市に住所を有し、かつ一方が本市への転入を予定していること。	□ 該当します。 転入予定者 ( ) 転入予定日 ( 年 月 日)
	③双方が本市に転入を予定していること。	□ 該当します。 転入予定日 ( 年 月 日)
独身要件 第3条 第3号 第4号 第5号	①双方に配偶者（事実婚を含む。）を有していないこと。	□ 該当します。
	②双方が宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。	□ 該当します。
	③双方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族ではないこと。	□ 該当します。

※住所要件は①から③までのいずれかに該当し、独身要件は①から③までのいずれにも該当しなければなりません。

大田原市パートナーシップ宣誓証明書

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ここにお二人が、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

大田原市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現を目指してまいります。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、いきいきと生活されることを応援いたします。

年 月 日

大田原市長

※この証明書の提示を受けた方は、裏面をご確認ください。

(裏面)

【この証明書の提示を受けた方へ】

大田原市パートナーシップ宣誓証明書は、お二人が人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。

この証明書によって、婚姻のような法律上の効果（夫婦としての権利や義務、税金の控除など）が生じるものではありませんが、この制度により、市民や事業者の皆様に、性の多様性や性的マイノリティの方々に関する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓されたお二人が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。なお、宣誓されたお二人の人権のため、個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

【注意事項】

- 1 この証明書は、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に基づき使用してください。
- 2 この証明書は、宣誓日時点の関係を証するものです。
- 3 氏名、住所その他宣誓事項等に変更があったときは、変更届（様式第6号）を提出してください。
- 4 次に該当するに至ったときは、返還届（様式第7号）を提出し、証明書を返還してください。
  - (1) パートナーが死亡したとき。
  - (2) 双方又は一方が市外へ転出したとき（一時的な場合を除く。）。
  - (3) パートナーシップが解消されたとき。
  - (4) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが当該宣誓書の破棄を希望するとき。
- 5 パートナーシップの要件を満たさなくなったことが判明した場合、宣誓は無効とします。その際も、証明書は市長に返還をしてください。返還されない場合には証明書の交付番号を市ホームページで公表することがあります。

【通称名の使用について】

(フリガナ) 通称名		
(フリガナ) 戸籍上の氏名		

様式第4号（第6条関係）

（表面）

第 号
大田原市パートナーシップ宣誓書受領カード
_____様 _____様
大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
年 月 日
大田原市長

（裏面）

<p>このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。</p> <p>特記事項</p>
--

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 特記事項には、通称名使用時の氏名及び再交付をした場合の交付年月日を記載する。



様式第5号（第7条関係）

大田原市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

大田原市長 様

住 所

氏 名

大田原市パートナーシップ宣誓証明書等の再交付を受けたいので、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

宣 誓 日	年 月 日 証明書番号（第 号）
再交付を希望する書類	<input type="checkbox"/> 大田原市パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 大田原市パートナー宣誓書受領カード（様式第4号）
理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損

備考

- 1 宣誓者が自ら記入してください。
- 2 再交付を希望する書類及び理由の欄は、該当するものに「レ」を付けてください。

市記入欄

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )



様式第7号（第9条関係）

大田原市パートナーシップ宣誓書等返還届

年 月 日

大田原市長 様

住 所

氏 名

大田原市パートナーシップ制度実施要綱第9条第1項の規定により、大田原市パートナーシップ宣誓証明書及び大田原市パートナーシップ宣誓書受領カードを添付し、次のとおり届け出ます。

宣 誓 日	年 月 日 証明書番号（第 号）
返 還 日	年 月 日
返 還 理 由	<input type="checkbox"/> パートナーが死亡した。 <input type="checkbox"/> 双方又は一方が市外に転出した。 <input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した。 <input type="checkbox"/> 宣誓者のいずれもが当該宣誓書の破棄を希望する。

備考

- 1 宣誓者が自ら記入してください。
- 2 返還事由は、該当するものに「レ」を付けてください。
- 3 大田原市パートナーシップ宣誓証明書及び大田原市パートナーシップ宣誓書受領カードを返還してください。

市記入欄

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )